

[資料] 防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇部市防災会議条例 (昭和 3 8 年 6 月 2 9 日宇部市条例第 2 7 号) 第 6 条の規定により宇部市防災会議 (以下「防災会議」という。) の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要であると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(委員の代理等)

第 3 条 防災会議の円滑な運営を図るため委員は、あらかじめ代理者を指名し会長に届け出しておくものとする。

2 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(応急の場合等の措置)

第 4 条 防災会議の所掌事項について、次の場合は、会長が適宜の方法により関係のある委員の意見を聞き決定することができるものとする。

(1) 緊急を要する事態が発生し防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみ関係がある事項で早急な措置を要するとき。

(3) その他軽易な事項で早急な措置を要するとき。

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告する。

(応急の場合の処理事項)

第 5 条 前条 (第 4 条第 1 項) の場合において会長が処理できる事項は、次のとおりとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(3) 宇部市防災会議の協議会設置について知事に意見を具申すること。

(4) 関係機関の長に対し資料または情報の提供意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(5) 災害対策本部の設置について、市長に意見を具申すること。

(6) 宇部市防災計画の作成または修正について知事に意見を具申すること。

(7) その他、緊急事態の発生により早急決定を要する事項

(部会)

第 6 条 部会の設置および運営に関し、必要な事項は、その都度会長が防災会議にはかって定める。

(幹事会)

第 7 条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する委員が招集しその議長となる。

3 幹事会は議事の内容に応じ、必要な幹事のみ招集することができる。

4 幹事会の円滑なる運営をはかるため、必要に応じ常任幹事若干名を置くことができる。

(その他)

第 8 条 その他必要な事項は、その都度、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この要綱は、昭和 3 9 年 9 月 1 0 日から実施する。